

児童虐待防止に関わる教育委員会の取組み

1 児童虐待防止に関わる各学校の対応方法の明確化（新規、継続）

(1) 児童虐待防止に関わる校内委員会の実施

学校は、校内委員会を月に2回程度開催し、児童虐待に関わる情報及び対応策について共通理解を図る。なお、本委員会の委員は、管理職、生活指導主任、養護教諭、教育相談担当教員、その他、校長が必要と認める教員で構成する。

(2) 児童虐待防止に関わる外部委員会の実施

学校は、外部委員会を学期に1回程度開催し、児童虐待に関わる関係機関や地域社会と連携した対応策や取組を検討する。なお、本委員会の委員は、管理職、生活指導主任、民生委員・主任児童委員、その他校長が必要と認める者で構成する。

(3) 学校生活台帳の運用

児童虐待（疑いを含む）等、児童・生徒の変化に気付いたときは、教員が「学校生活台帳」に内容を記載する。記載後は、閲覧板の機能を活用し、全教職員で情報を共有することで、児童・生徒の小さな変化を見落とさないようにしながら、組織的な対応を行う。

(4) 要保護児童対策協議会への参加

管理職は、必ず、要保護児童対策協議会に参加し、学校が知り得た児童虐待に関わる情報を提供するとともに、関係機関と連携した対応を行う。

(5) 生活指導主任を中心とした対応

生活指導主任は、子ども家庭支援センター「のどか」等関係機関との連携を深め、自校における児童虐待（疑いを含む）の情報を集約するとともに、組織的な対応を行う。

2 正当な理由がなく連続して欠席している児童・生徒に関わる対応の方法「西東京ルール」の明確化（新規）

(1) 児童・生徒の生命・身体に重大な被害が及ばぬよう下記のとおり対応する。

[対応の流れ]

欠席日数	学級担任等の対応	管理職の対応	教育委員会の対応
3日連続	管理職に報告を行う。	※緊急性があると判断した場合 統括指導主事及び子ども家庭支援センター「のどか」に報告する。	学校からの報告に基づき、必要な指導・助言を行う。
5日連続	家庭訪問を行い、児童・生徒に直接会うことで、欠席の状況を確認する。		
7日連続	家庭訪問を行ったが、本人と直接会うことが出来なかった場合や児童・生徒の状況に緊急性を感じた場合は、その旨を管理職に報告する。	左記について、学級担任等から報告を受けた場合は、スクールアドバイザーに報告する。	学校から詳細を聞き取り、必要と判断した事案については、教育委員会内に統括指導主事を中心とした対応チームを設置する。本チームは、情報収集及び対応策についての協議を行うとともに、欠席日数が、10日連続になる日を目途に、警察等に報告する。

- (2) 学校は、連続して欠席し連絡が取れない児童・生徒について、虐待や犯罪等の被害に遭っている可能性があるとの認識のもと、市教育委員会、子ども家庭支援センター「のどか」、警察等と連携・協力しながら、迅速かつ組織的な対応を行う。
- (3) 特に危険が切迫している可能性が高い事案を把握した際には、[対応の流れ]に拘ることなく、警察や子ども家庭支援センター「のどか」等に直ちに報告し、協働して対応を図る。

3 児童虐待防止に関わる感受性等を高める教員研修（西東京プログラム）の実施（新規）

- (1) 児童・生徒理解及び保護者との連携を深める研修の実施
 - ① 児童・生徒理解研修（対象 1年次教員）
 - ② 保護者理解研修（対象 2年次教員）
 - ③ 児童・生徒及び保護者理解研修（対象 基礎編…希望者、標準編…7～10年次教員、応用編…保健主任）
 - ④ 児童・生徒及び保護者理解に関わる教員養成研修（対象 生活指導主任）
- (2) 児童虐待の正しい理解と認識を深める研修
 - ① 児童虐待防止研修（対象 1年次教員、他市からの転入教員）
 - ② 児童虐待防止に関わる校内研修（全校で4月中に実施）
 - ③ 児童虐待を含む人権教育研修（対象 基礎編…1年次教員、応用編…7～10年次教員）

4 児童虐待に関わる学校情報のデータベース構築（継続）

学校からの児童虐待にかかる報告書の内容を集約し、その状況、傾向等をまとめ定期的に学校にフィードバックすることを目的に教育指導課にデータベースを立ち上げた。

今後、各学期当初の校長会、副校長会、生活指導主任会等で分析内容等を周知していく。

5 スクールアドバイザーの配置（新規）

平成27年度より学校教育において管理職経験のある専門の嘱託員を教育指導課に配置し、児童虐待が発生した際には、関係機関と連携をとり問題解決に当たる体制を整えた。

6 スクールソーシャルワーカーの配置時間の拡大（継続）

子どもが生活の中で直面する学校内だけで解決することが困難な事例に対して、関係機関との連携を図りながら解決に向け支援を行うため、平成26年度までの1名週4時間の勤務から、スーパーバイザーを含め4名週3日に拡大し、派遣型による対応に加え、小・中学校を巡回する体制とした。

7 スクールカウンセラーの市独自配置（新規）

東京都の配置するスクールカウンセラーを補助する役割として、児童数700名以上の大規模小学校3校に、週半日から1日、必要に応じて柔軟に対応できるように配置する体制とした。